◇◇◇ 国民年金コーナー ◇◇◇

国民年金――こんなときこんな年金が受けられます。

国民年金制度は、老齢、ケガや病気又は死亡によって国民の経済生活がそこなわれることを、国民の共同連帯によって防止することを目的としています。

加入者は、あらかじめ保険料を拠出して、万一の事故などが起きたときに、生活の支えとして、年金を受ける仕組みになっています。

国民年金には、次の七種類の給付があります。

★老齢年金－二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれた人は、その人の生年月日に応じ十年から二十四年に短縮されています。）以上保険料を納めた人が六十五歳に達したとき。

★通算老齢年金－他の年金制度の加入期間と国民年金の保険料を納めた期間を合わせ、二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれた人は、老齢年金と同じに短縮されます。）以上ある人が六十五歳に達したとき。

★障害年金－一定の保険料を納めている人が障害者となったとき。

★母子年金－一定の保険料を納めている妻が夫と死別し、十八歳未満の子をかかえているとき。

★準母子年金－一定の保険料を納めている祖母や姉が、男の子、父などと死別したときに、十八歳未満の孫や弟妹をかかえているとき。

★遺児年金－十八歳未満の子が一定の保険料を納めている父又は母と死別し、遺児となったとき。

★寡婦年金－老齢年金を受ける資格期間を満たしている夫が年金を受けることなく死亡した場合、妻が六十歳から六十五歳までの間支給される。

国民年金はこのように事故が発生したときなどに、それぞれ支給されることになっていますが、そのときに自動的に支給されるのではなく、年金を受ける権利のある人たちの請求に基づいて決定されます。

年金を受ける権利がありながら、まだ請求をしていない方はいませんか。

国民年金の請求のことなど、くわしくは役場国民年金係にご相談ください。

今月の献立

※ 手作りおやつ
健康展会場での試食品です。

キャロット蒸しパン

材料

- 人参中　1本
- 干ぶどう　40g
- 薄力粉　1½カップ
- スキムミルク　1¼
- 強力粉　¾カップ
- ベーキングパウダー　大さじ1¼
- 砂糖　大さじ3
- 卵　1ケ
- バター　30g
- ワイン　大さじ1

作り方

① 人参はおろし金でおろす。
② 小麦粉、スキムミルク、ベーキングパウダー、塩をまぜてふるいにかける。
③ ボールに卵を割りほぐし、①及び②、干ぶどう、ワインを入れ、耳たぶより少々かためにねる。丸いアルミカップの様な中に入れて20分程蒸す。
（容器により蒸し時間を加減する。）

十二月の保健衛生事業日程

日	曜	事業名	対象者及び会場
7	火	「母親学級」（歯科検診含む）	届出された妊婦さん及びその予定の方　於月寿荘
10	金	予防接種　三混（三回目）	前回から引き続いた者及び第二期該当者　於月寿荘
14	火	乳幼児ツベルクリン反応	生後3ヶ月児～18ヶ月児（但し予備期間で48ヶ月児迄）　於月寿荘
16	木	同右判定とBCG接種	
※		他の予防接種と違って多少かぜぎみでも受けられます。自己診断しないで医師等の指示を受けて下さい。	
15	水	予防接種　二混	小学校六年生　※十月実施が変更されました。
21	火	〃　麻疹（はしか）	12月15日現在で満18ヶ月～36ヶ月児　於月寿荘
22	水	乳児検診（離乳食指導含む）	S57・2月生～S57・3・31迄の者　於月寿荘 S57・8月生～S57・9・1迄の者　於月寿荘

十二月の公民館事業日程

日	曜	事業名	会場
5	日	婦人学級（料理教室）	就業改善センター
12	日	教養講座（探訪新潟）	現地
17	日	高令者学級	月寿荘
19	日	婦人学級（老人ホーム慰問）	県央療
毎週火		スポーツ少年団柔道	西公民館　夜7時

◎みんなで走ろう会　月潟中学校
毎週日曜日（朝7時）
毎週水曜日（夜8時）
◎卓球愛好会　月潟中学校
毎週火・土曜日　夜8時
◎スポーツサークル　月潟小学校
毎週火・土曜日　バレーボール
毎週水・金曜日　バトミントン　夜7時
◎社交ダンス研究会　就業改善センター
毎週金曜日　夜7時
◎ママさんバレーボール教室　月潟中学校
毎週水曜日　夜7時30分
◎あるけあるけ運動　月潟中学校
毎週第3日曜日

税の知識

生命保険と税金

多くの家庭では、病気や交通事故など突然の災難に備えて、生命保険に加入しています。

納税者本人や家族を受取人とする生命保険や簡易生命保険の保険料、郵便年金生命共済の掛金などを支払った場合は、その年中の支払金額に応じて、最高五万円が「生命保険料控除」として、その年の所得金額から控除されます。

また、保険金を受け取った場合は、契約内容などにより、次のような課税関係が生じます。

◎満期保険金を受け取った場合

㈠ 保険料を負担していた人が保険金受取人の場合

受け取った保険金から負担した保険料を差し引いた金額に対して、一時所得として所得税がかかります。

㈡ 保険料を負担していた人が保険金受取人以外の人の場合、保険金受取人に贈与税がかかります。

◎死亡保険金を受け取った場合

㈠ 保険料を負担していた人が亡くなった人の場合

保険金受取人に相続税がかかります。

㈡ 保険料を負担していた人が保険金受取人の場合

受け取った保険金から負担した保険料を差し引いた金額に対して、一時所得として所得税がかかります。

㈢ 保険料を負担していた人が保険金受取人でも亡くなった人でもない場合

保険金受取人に贈与税がかかります。

くわしくは最寄りの税務署、税務相談室へおたずねください。

満期保険金を受け取った場合

設例	保険料負担者	被保険者	保険金受取人	課税関係
一　㈠	夫	夫	夫	夫に所得税
一　㈡	夫	夫	妻	妻に贈与税

死亡保険金を受け取った場合

設例	保険料負担者	被保険者（死亡者）	保険金受取人	課税関係
二　㈠	夫	夫	妻	妻に相続税
二　㈡	夫	子	夫	夫に所得税
二　㈢	夫	子	妻	妻に贈与税

さわやか君

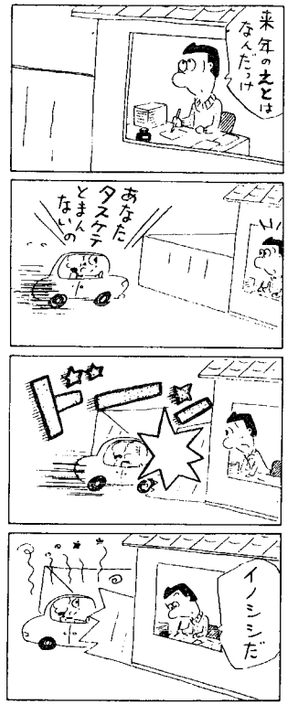

あきつ俳壇

○浮草の紅葉している神の池　和子
○鳶の舞ふ空の深さよ実むらさき　同人
○初鵙やみな閉ざされし海女の小屋　同人
○毬栗のころがる山の通学路　同人
○菊膾盛って土工の茶碗酒　同人
○神殿の扉の軋み秋の風　喜美
○坪刈の跡より入れる稲刈機　草人
○樅の木に絡みし蔦の紅葉かな　同人
○掛時計ネジの戻りし夜長かな　小灯
○支え木の一本毎に赤とんぼ　同人
○龍胆へかきわけて入る熊ん蜂　妙子
○遮断機が上りコスモス大ゆらぎ　同人
○新茶量る袋の底を手で打って　としこ
○受付の薬のびんになかまど　同人
○子を産みてよりふくよかに梨挽女　同人
○牛小屋の蔀に止まる赤とんぼ　靖子
○乳牛の鼻輪の光る良夜かな　同人
○時雨るるや夕刊を読む山の駅　同人
○阿賀野川うつれる山のうす紅葉　永久
○大寺の庭の一本柿熟れる　同人
○渡し場の踏分径や蓼の花　羅春
○寺の田の水漬きし稲を刈りにけり　同人
○網棚に糸口垂れし毛糸玉　同人
○拭き込みし框に濡れし葉づき柚子　同人

（あきつ十一月句会より）